

負担限度額認定申請について

1 介護保険負担限度額認定とは？

介護保険3施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や介護医療院、ショートステイを利用する方の食費・部屋代については、利用者による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

※ 病院に長期入院中の方などの介護保険サービスを利用しない方や介護保険サービスを利用しているがショートステイを使用しない方、施設に入所していない方は負担限度額認定証を使う機会がありません。必要に応じて、負担限度額認定の申請をするか、しないかをご判断ください。

2 負担限度額認定要件

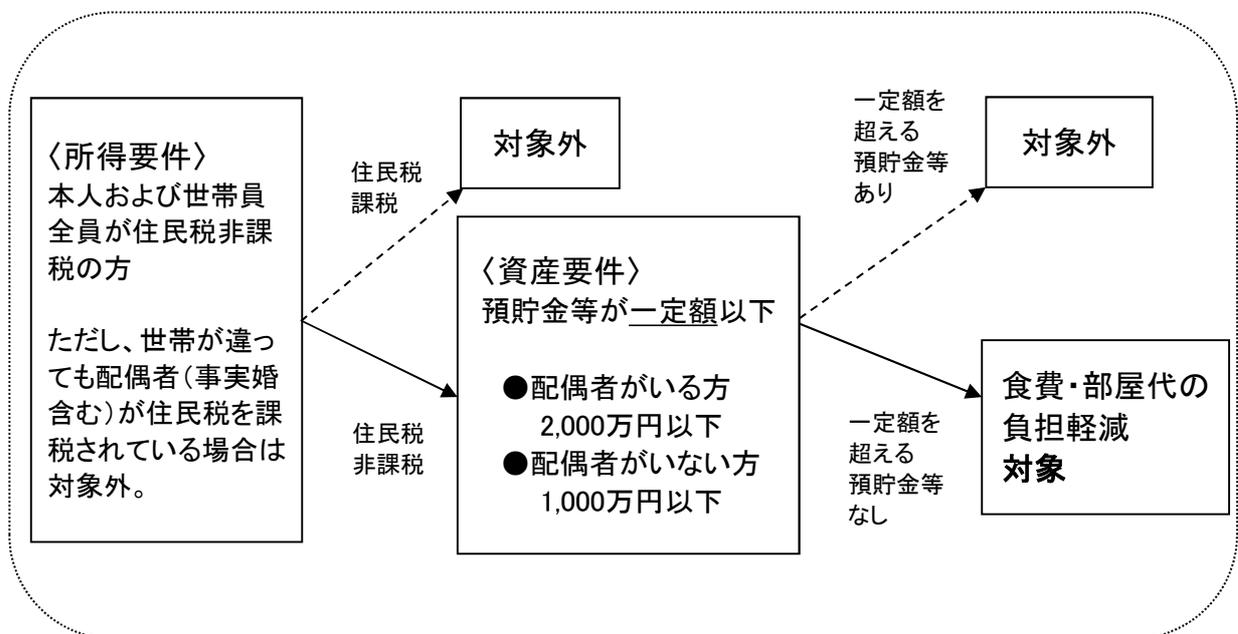
下記の条件に該当する場合、介護負担限度額認定の対象となります。

- (1) 住民税非課税世帯 (配偶者が住民税を課税されている場合は、別世帯でも対象外)
- (2) 本人および配偶者の預貯金等の合計が一定額以下

単身の方: 1,000万円 配偶者がいる方: 2,000万円

※ 一定額を超える預貯金等がある方で、負債(借入金・住宅ローンなど)がある場合、預貯金等の額から負債額を差し引いた結果が一定額以下になれば、負担限度額の認定を受けることができますので負債額を申請書に記載のうえ、負債金額がわかる書類(借用証書など)の写しを添付してください。

【食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ】



3 提出先

● 光市総合福祉センター あいぱーく光 高齢者支援課 介護保険係(窓口:④)

※ 介護保険係へ提出の場合は、窓口へ持参するほか郵送での提出も可。

● マイナポータルぴったりサービスよりオンライン申請

※ 申請手続きをする人がマイナンバーカードとカードリーダーをお持ちの場合に限られます。

4 申請に必要なもの

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) **本人および配偶者**の預貯金等の資産状況がわかるものの写し

【提出が必要な資産】

資産の種類	添付書類
預貯金 (定期預金を含む)	通帳、預金証書の写し ①金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかるページ ②直近2ヶ月の状況がわかるページ ※ お持ちの口座すべての写し が必要です。
有価証券 (株式、国債など)	証券会社や銀行の口座残高等の写し(口座名義がわかるもの)
金・銀など、時価評価が容易に把握できる 貴金属	
投資信託	
農協などの出資金	
現金 (金庫、たんす預金他)	自己申告
負債 (ローンなど借入金)	借用証書などの写し ※負債額を預貯金等の合計額から差し引きます。

☆マイナンバーを記入した場合は、下記の書類も必要となります。

- (3) マイナンバー取り扱いにかかる委任状 ※本人以外が提出する場合
- (4) マイナンバーの確認書類
個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票
- (5) 身元確認書類(本人 もしくは 代理人) ※ 1点もしくは2点ご用意ください。
1点:個人番号カード、運転免許証、パスポート等公的機関が発行する写真付き身分証明書
2点:介護保険被保険者証、医療保険証、年金手帳等公的機関が発行する写真のないもの

5 提出時の注意点

- 申請書(表)および同意書(裏)の記入・押印を忘れている箇所はありませんか？
- 配偶者がいる方は、配偶者と別世帯の場合でも、配偶者名義の書類の提出と課税状況等の記入が必要です。なお、配偶者が市外在住の場合は非課税証明書を添付してください。
- 通帳は最新の記帳をしていますか？
- 負担限度額認定の有効期間の始期は、申請した月の初日からです。

6 問合せ先

〒743-8790 光市光井2丁目2番1号 光市総合福祉センターあいぱーく光
高齢者支援課 介護保険係 (TEL 0833-74-3003 FAX 0833-74-1034)